

第40回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2014年12月16日(火) 13:30～14:10
2. 場 所 中央合同庁舎8号館 5F共用C会議室
3. 出席者 原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員
内閣府
山口科学技術政策担当大臣
倉持原子力政策担当室長、中西原子力政策担当室次長、板倉参事官
4. 議 題
 - (1) 委員長代理の指名について
 - (2) 原子力委員会委員及び委員の倫理等に係る行動規範について
 - (3) 原子力委員会議事運営規則等の改定について
 - (4) 原子力委員会委員長談話について
 - (5) その他
5. 配付資料
 - (1) 原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範
 - (2) 原子力委員会議事運営規則(案)
 - (3) 原子力委員会における業務運営について(案)
 - (4) 原子力委員会委員長談話

参考資料

- (1) 原子力委員会設置法
- (2) 原子力委員会設置法施行令
- (3) 原子力委員会議事運営規則
- (4) 原子力委員会における「会議」に向けての準備会合の取扱い(暫定版)

(5) 原子力委員会における決定文書（案）を作成する標準的な手順（暫定版）

(6) 原子力委員会の法施行事務における審議への関与（暫定版）

6. 審議事項

(岡委員長) ただいまから、第40回の原子力委員会を開催いたします。

本日、原子力委員会設置法の一部を改正する法律が施行されました。それで、本日の委員会は平成26年の会議としては第40回となりますけれども、改定法後の最初の会議でございます。

議事に先立ち、本日は原子力委員会を担当されている山口大臣にお越しいただいております。お言葉をいただきたいと思っております。大臣、よろしく願いいたします。

(山口大臣) 委員長からお話ございましたように、本日、12月16日に原子力委員会設置法の一部を改正する法律が施行されました。また、改正法の施行によりまして、委員長及び委員に先月国会で同意が得られましたとおり、岡芳明委員長、そして阿部信泰委員、中西友子委員が本日付で改めて任命されました。先ほど辞令を交付させていただきました。

原子力委員会は、昭和31年の設立以来、時代に応じてその役割が見直されてきましたけれども、このたびの法改正は東京電力福島第一原子力発電所の事故等による原子力を巡る環境変化等を踏まえまして、原子力委員会の役割について抜本的な見直しを行ったものでございます。

原子力はその利用によって、人類社会の福祉と国民生活の向上に資することが強く期待される一方で、ひとたび事故が起こればその影響は甚大でございます。こうした原子力の光と影に向き合うために原子力委員会の存在が欠かせないとの判断のもとに今般の見直しが行われました。新たに生まれ変わった原子力委員会では原子力の平和利用の確保、放射線廃棄物の処理、処分等の原子力利用に関する政策の重要課題に重点化をして取り組んでいただくことになりました。

新たな原子力委員会におきましては、原子力行政の民主的な運営を図るとの原点に立ち戻りまして、原子力に対する国民の信頼を回復することを目指していただきたいと考えております。そのためには今後の原子力の研究、開発及び利用の目指す方向とあり方を示す基本的考え方を幅広い意見を聞きながら取りまとめ、実施を担う関係各省に対してしっかりと示していただきたいと考えております。このことは改正法案審議の過程で国会からも求められておりますので、早急に着手していただきたいと思っております。こうした基本的な方向を打

ち出しながら、関係各省が原子力の施策を実施する上でのまさに羅針盤としての役割を十分に果たしていただきますようお願いをして私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。ただいまの山口大臣のお言葉を踏まえ、新たな原子力委員会としてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

後ほど原子力委員会委員長の談話として、今後の活動について申し上げたいと思います。

山口大臣におかれましては、公務のためここで退席されます。ありがとうございます。

(山口大臣 退室)

(岡委員長) それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題の1つ目が委員長代理の指名について、2つ目が原子力委員会委員及び委員の倫理等に係る行動規範について、3つ目が原子力委員会議事運営規則の改定について、4つ目が原子力委員会委員長談話について、5つ目がその他であります。

まず、1つ目の議題について、事務局より御説明をお願いいたします。

(板倉参事官) 原子力委員会設置法第4条第2項において、委員長はあらかじめ常勤の委員のうちから委員長に故障がある場合において、委員長を代理する者を定めておかなければならないと規定されております。

岡委員長より委員長代理の指名をお願いいたします。

(岡委員長) それでは、法律の規定に基づきまして、阿部委員を委員長代理に指名いたします。

阿部委員、よろしくお願ひいたします。

(阿部委員) かしこまりました。

(岡委員長) 次に2つ目の議題について、事務局より説明をお願いいたします。

(板倉参事官) 本日、原子力委員会設置法改正法が施行され、原子力委員会委員長及び委員が改めて任命されました。新しい原子力委員会においても平成26年4月8日に原子力委員会決定を行った原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範が引き継がれることとなりますので、改めて確認させていただきます。

資料第1号をごらんください。

それでは、読み上げさせていただきます。

原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範。平成26年4月8日。原子力委員会決定。

1、委員長及び委員は、遵守すべき倫理行動規準及び倫理の保持に必要な措置として、国

家公務員倫理法第3条及び国家公務員倫理規程第1条から第9条（倫理監督官に関する部分を除く。）並びに国家公務員倫理法第6条から第9条（国家公務員倫理審査委員会に関する部分を除く。）を参酌し、国民の疑惑・不信を招くことなく職務を遂行するものとする。この際、参酌する各条における「利害関係者」は「原子力事業者等」と読み替えることとする。

2、委員長及び委員は、子弟の進学や病气等の合理的な理由によりやむを得ない場合を除き、株式等の取引を自粛するものとする。

3、委員長及び委員は、その在任中、原子力事業者等からの寄附を受けてはならない。

4、委員長及び委員は、その就任時に、直近3年間の個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金額について、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。また、現在大学に所属しているか、直近3年間に大学に所属していた委員長及び委員については、研究を指導していた学生の原子力事業者等への就職者数についても、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。

附則。委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力委員会設置法第11条第1項の規定による。原子力事業者等・原子力災害対策特別措置法第2条第3項の原子力事業者（大学を除く）及びその子会社。原子炉設備メーカー及びその子会社。電気事業連合会、一般社団法人日本電機工業会、一般財団法人電力中央研究所、一般社団法人日本原子力産業協会等の原子力事業者の団体（原子力事業者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原子力事業者等である団体）。

なお、第4項に基づき、委員長及び委員本人の自己申告を原子力委員会のホームページで公表する予定です。

事務局からは以上でございます。

（岡委員長）事務局から説明がありましたとおり、既に原子力委員会は決定しておりますけれども、新たな原子力委員会におきましても、引き続きこの行動規範に基づき活動してまいりたいと思います。

また、本日、原子力委員会委員長及び委員として任命されましたので、改めて現時点で自己申告を原子力委員会のホームページにおいて公表いたします。

3つ目の議題でございます。事務局より説明をお願いいたします。

（板倉参事官）原子力委員会議事運営規則の改定について御審議いただきたいと存じます。資料第2号として、原子力委員会議事運営規則（案）を配付しております。また参考資料第3号として、現行の議事運営規則を配付しておりますので、あわせて御参照ください。なお、

机上配付の資料は現行規則から変更している箇所を赤字で示しております。

それでは、資料を読み上げさせていただきます。

原子力委員会議事運営規則（案）。昭和32年2月28日。原子力委員会最終改正平成26年12月16日。

定例会議及び臨時会議、第一条、原子力委員会設置法施行令第1条第1項の規定による会議は、定例会議及び臨時会議とする。2、定例会議は、原則として、毎週1回開催する。3、臨時会議は、臨時必要がある場合に開催する。

会議回数等、第二条、原子力委員会（以下「委員会」という。）の会議回数は、暦年をもって整理し、定例会議及び臨時会議を通じて通し番号とし、定例会議と臨時会議の区別を明らかにするものとする。2、定例会議及び臨時会議の議事は公開する。ただし、委員長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。3、前項ただし書きの規定により定例会議又は臨時会議の議事を公開しないとした場合には、その理由を公表するものとする。

議案及び資料、第三条、委員長は、あらかじめ議案を整理し、必要な資料を添えて会議に附議しなければならない。2、委員は、自ら必要と認める事案を議案として会議に附議することを求めることができる。

関係行政機関の職員等の出席、第四条、内閣府の職員又は議案の審議に必要な関係行政機関の職員であって、委員会の承認を得た者は、委員会の会議に出席し、委員会の求めに応じてその意見を述べることができる。2、委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

委員長退席時等における決定の禁止、第五条、委員長（委員長を代理する者を含む。）及び委員が中途退席をした場合は、原子力委員会設置法第8条第2項の「出席」とみなさないものとする。

議事録の作成及び公開、第六条、委員会の議事録は、速記録として作成し、発言者の確認を経て、公開するものとし、議事録を公開するまでの間は、音声記録を公開するものとする。ただし、議事を公開しないことが適当であるとしたときはこの限りではない。

決定事項の公表、第七条、委員会の決定は、文書により行い、委員会が公開しないことが適当であるとした場合を除き、公表するものとする。

続きまして、変更した点を御説明いたします。現行規則では定例会議は毎週火曜日午前10時30分から開催すると規定されていますが、委員の都合に合わせて柔軟に対応するため、

原子力委員会設置法施行令、参考資料として配付しておりますが、この第1条第1項の規定に準拠して毎週1回開くことと、必要に応じて開くことの2つの場合をそれぞれ定例会議、臨時会議として呼称することのみを運営規則に定めることといたしました。

第4条については、現行規則では内閣府の職員のうち、政策統括官付（科学技術政策担当）に限定されていますが、内閣府の他部局の職員、例えば原子力防災担当などが出席されることが想定されるため、内閣府と規定しました。

第6条では、音声記録の暫定的な公開について追記しました。

原子力委員会議事運営規則の改定案についての説明は以上です。

続いて、原子力委員会における業務運営について、資料第3号を配付しております。

これは参考資料第4から6号として配付している平成24年8月の原子力委員会決定分を合併して新たな原子力委員会決定文の案として作成したものです。

資料3の1ページに1. は原子力委員会における会議に向けての準備会合の取扱いを定めるものです。さらに4ページの2. は原子力委員会における決定文書の案を作成する標準的な手順を定めるというものです。さらに、5ページの3. は原子力委員会の法施行事務における審議への関与のルールを定めるものです。これらの文章は原子力委員会の業務運営の透明性向上のために、平成24年に定めたルールにつきまして、今般改めて検討した結果、基本的に内容の変更はせず、表現を統一するなどの若干の文言を修正した上で合併したものですので、決定文案の読み上げは省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

（岡委員長）それでは、審議を行います。

阿部委員、中西委員からは御質問はございますでしょうか。

（阿部委員）特にありません。

（中西委員）特にございません。

（岡委員長）それでは、事務局から御説明のあったとおり委員会決定とするということによるしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

（岡委員長）御異議がないようですので、委員会決定といたします。

次に4つ目の議題です。冒頭に申し上げましたとおり原子力委員会設置法の一部を改正する法律が施行されました。本日の委員会は改正法施行後の最初の委員会になりますので、今後の原子力委員会の活動に関し、原子力委員会委員長として談話を申し上げたいと思います。

資料第4号です。

原子力委員会委員長談話。平成26年12月16日。原子力委員会設置法の改正を受けて、新たな原子力委員会の活動を開始するに当たり、所信を申し上げます。

原子力委員会は、原子力基本法に基づき、原子力利用によって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与するため、昭和31年の設立以来、原子力利用に関する施策の遂行に携わってきました。その後、時代に応じてその役割が見直され変遷してきましたが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東電福島事故」という。）など原子力を巡る大きな環境の変化を踏まえ、その在り方について抜本的な見直しが行われ、原子力委員会設置法の一部を改正する法律が本日施行されました。

新たな原子力委員会においては、原子力基本法にある「原子力行政の民主的な運営を図る」との原点に立ち戻り、公正・透明な運営をもって国民の信頼を回復することを目指します。その上で、原子力の平和利用、放射性廃棄物の処理・処分等の原子力利用に関する政策の重要事項に焦点を当てて、国民の目線で取り組んでまいります。また、これまで原子力委員会は網羅的かつ詳細な長期計画や「原子力政策大綱」を作成してきましたが、新たな原子力委員会では、将来を展望する新たな視点から、原子力利用の在り方、そのための研究活動、人材の養成・確保等の幅広い分野を対象とした基本的考え方を策定いたします。この基本的考え方に基づき、必要に応じて今後の取組等に関する提言等を示すことにより、具体的な施策の実施を促していきます。

また、このような基本方針に加え、現在の我が国の原子力政策を取り巻く状況を踏まえ、新たな原子力委員会においては、以下に示した各項目についての基本認識を十分に考慮し、必要な検討・取組を進めてまいります。

第一に、目下、我が国の原子力政策において最も重要な課題は、東電福島事故に係る対応です。事故の結果、今なお、多くの人々が不安かつ不便な生活を送っておられることを片時も忘れることなく、常に被災者の立場に立って、まず何より避難状態の早期解消を実現することや、新たな生活の開始を支援すること等によって地域の活力を取り戻すことに取り組むべきと考えます。そのため、原子力関係者は、環境の回復、住民の健康維持・増進、教育・子育て環境の整備、事業の再開・継続支援等の取組（オフサイトの取組）、事故を起こした原子炉の安全の確保と廃止措置に向けた取組（オンサイトの取組）及び原子力損害賠償の取組に全力を尽くさなければなりません。

第二に、安価で安定したエネルギー供給とエネルギー自給率の向上は、我が国にとって必

須の課題です。21世紀を越えた将来世代を見通し、全地球的視点からエネルギー源の確保・地球環境への影響などについて十分考察し、その中でエネルギーミックスについては、再生可能エネルギーや原子力などの各エネルギー源の位置付けを踏まえ、検討する必要があると考えます。先に策定されたエネルギー基本計画では、原発依存度をできる限り低減させていくという方針の下で、エネルギー需給構造の安定性への寄与の観点から、原子力発電を重要なベースロード電源と位置付けましたが、これが将来にわたって確保されるためには、安全文化の確立、また、過酷事故対策などの原子力安全に関する研究開発、使用済燃料や放射性廃棄物の対策、既存炉の高経年化対策、廃炉を進めるに当たり必要な対策などが進められることが必要です。

第三に、東電福島事故に係る対応や、今後、長期的視点から幅広い原子力利用を進めるためには、原子力分野における研究開発や原子力人材の確保・育成が極めて重要です。原子力に関する様々な取組の基盤となる知見と技術を産み出すための基礎基盤研究や技術開発は、原子力施設の廃止措置、放射性廃棄物の処理・処分等に関する研究から、将来の革新的な発電技術の開発まで、中長期的に継続して進めるべきです。また、ナノテクノロジーやライフサイエンスなど最先端の科学技術分野の発展を支える放射線利用は、エネルギー利用とほぼ同じ経済規模であると言われており、今後も、医療、農業、工業などの幅広い産業分野に応用され、国民生活の水準向上に貢献することが期待されることから、更なる研究開発を推進すべきです。これらの研究開発の実施に当たっては、常にコスト、安全性、技術移転、社会的影響等に対する意識を持ちつつ、多様な評価による競争・改善が機能する仕組みを構築する必要があります。また、研究開発を通じた人材育成を図るため、大学等研究機関は、原子力研究に関する共同利用施設等のインフラ構築に向けた取組を実施する必要があります。

第四に、原子力施策を進めるためには、原子力に対する国民の理解と協力が不可欠です。このため、政府や事業者等の原子力関係者は、国民が抱く様々な疑問や懸念に対して謙虚に耳を傾け、必要な情報にわかりやすくアクセスできる仕組みを構築し、中立的な情報をもとに、専門家、国民、関係地域の皆様を含めて意見を交換して信頼を醸成することが必要です。例えば、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた今後の取組を進める上では、科学技術に基づく中立的な情報をもとに国民の理解を図るとともに、関係地域が持続的に発展していく体制を整備することも重要であると考えます。また、研究開発による成果については、報告書等としてとりまとめ、原子力利用の理解を図るため、積極的に活用すべきです。

第五に、我が国がこれまで培ってきた優れた原子力技術や、東電福島事故の痛切な経験等

を、国内のみならず世界で活用し、原子力分野において世界をリードしていくことが重要です。我が国は、引き続き、原子力の平和利用を担保する国際約束を遵守していくとともに、原子力安全や核セキュリティに係る取組を率先して推進し、国際社会における原子力利用について高い水準の安全と核不拡散・核セキュリティを確保する必要があります。国際的に原子力の健全な発展に向けた取組が着実に進められるよう、技術協力等を通じて、積極的に貢献することにより、世界に輝く日本を構築する必要があります。原子力に関する様々な取組を実施するに当たっては、原子力の安全確保を最優先とするとともに、政府や事業者等の原子力関係者に対する国民からの信頼が不可欠です。新たな原子力委員会の出発に際し、原子力利用の在り方が、国民の生活に深くかかわる長期的な課題であることを十分に認識し、原子力委員会としての責務を果たしてまいりたいと思存です。以上です。

阿部委員、中西委員から何かご発言はございますでしょうか。

(阿部委員) 大変大事な談話で、第1から第5点まで、大事なポイントが盛り込まれていると思います。やはり委員長がおっしゃったとおり、重大な責任を私どもは負うこととなります。最善を尽くして一委員として委員会の審議に参加してまいりたいと思います。

特に、原子力について、これから将来を見ようとしていく場合に、最近の報道でもありますけれども、いろいろな科学技術が進歩するわけで、特に原子力については、安全性の問題、それからエネルギーとしての利用、二酸化炭素、いろいろな問題ありますけれども、これについても現在の化石燃料について、将来的には炭酸ガスを非常に減らせる。あるいは逆にそれを閉じ込める方法なども考えられています。

科学技術の進歩の30年先、50年先の予想で見ますと、そういったものも出てくるかもしれない。ということは、逆に言いますと、私どもがこれから将来を見通して原子力の利用を考えるとときには、技術の進歩というのは我々がまだ知り得ない不確実な要素がいろいろありますので、そこは私どもとしても謙虚に受け止めて、またそういう不確実性がゆえに、将来の我々の後に来る世代が、困らないように、そこに負担を残さないように、どういうふうにするのが一番いいのかということをよく考えていく必要があると思います。そういったことを念頭に置いて議論に参加してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

(中西委員) 一委員として委員長がおっしゃった談話に沿って、これからいろいろな議論に参画させていただき、真摯に向き合っていきたいと思存です。

私は大学で、委員長が今おっしゃった第3の項目、放射線の利用に関する研究を進めております。そのこともあり放射線の利用が何とか身近なものにならないかということにも大き

な関心を持っております。放射線や放射性同位元素は産業や研究に利用されるツールの一つとして有用なものですから、エネルギー以外の分野への応用についても考えていくことができたらと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(岡委員長) ありがとうございました。

それでは、委員から御発言のあった趣旨も踏まえ、新しい原子力委員会として活動してまいりたいと思います。

最後に、5つ目の議題について事務局より説明をお願いします。

(板倉参事官) 次回の会議の予定につきまして御案内いたします。

次回第41回原子力委員会につきましては、開催日時12月24日、水曜日、10時半から、開催場所は中央合同庁舎8号館5階共用C会議室を予定しております。事務局からは以上でございます。

(岡委員長) その他、委員から特に御発言はございますか。よろしゅうございますか。

御発言がないようですので、これで本日の委員会を終わります。

ありがとうございました。

—了—